

## 『愍諭弁惑章』の位置づけ

### ——最澄・徳一論争の展開上において——

吉田慈順

#### 一 問題の所在

伝教大師最澄（七六七～八二三）と法相宗徳一（？～八四二～？）の論争で扱われた問題の多くは、両師の滅後、後世の人師へと引き継がれることとなつた。即身成仏義もその一つであり、この問題は最澄の直弟子達を中心として、極めて大きな比重をもつて論じられている。

天台の即身成仏義は、慈覺大師円仁（七九四～八六四）によつて密教が導入されることで、五大院安然（八四一～九〇二～？）らへと繋がる新たな展開を見せるのであるが、最澄滅後から円仁帰朝までの期間については、この間の事情を伝える資料がほとんど現存しておらず、どのような即身成仏義が構築されていたのか明らかでない。しかしながら、この時期には、寂光大師円澄（七七二～八三七）らによつて、所謂「唐決」がなされており、これが即身成仏義にどのような影響を与えたかについては、検討すべき大きな問題であるといえよう。

このような中にあつて、今回、金輪院安慧（七九四？～八六八）の『愍諭弁惑章』（以下『弁惑章』）が、この従来明らかでなかつた時期に成立した書物であり、更に本書の即身成仏義に唐決の影響が見られることが分かつてきた。そこで、本稿では、『弁惑章』の即身成仏義の検討を中心に、本書の位置づけについて考究していきたい。

#### 二 『弁惑章』の即身成仏義

『弁惑章』は、「蝙蝠者<sup>(1)</sup>」と呼称される天台宗批判者に対する反駁書であり、全十二章から構成されている。この中、第一章から第四章までが即身成仏に関する議論であり、本書のおよそ三分の一を占める分量となつていて。

さて、天台の即身成仏義の基本となるのは、最澄の『法華秀句』「即身成仏化導勝」である。これは、『法華經』と『普賢經』を経証として、「三生」までに「初住分真即」に入ることを「即身成仏」と定義したものであるが、『弁惑章』の

即身成仏義においても、この最澄説が採用されている。即ち本書は、即身成仏の位を、最澄と同じく「初住分真之位」に置いており、また、即身成仏に隔生を含める点も最澄と共通している。<sup>(3)</sup> このことから、『弁惑章』の即身成仏義が、『法華秀句』を基本としていることが分かるのである。

しかしながら、両書には、即身成仏の經証に関する興味深い相違が見られる。即ち、『弁惑章』の第一章「示即身成仏文」では、蝙蝠者の問い合わせに応じて即身成仏の經証が挙げられているが、最澄説が『法華經』と『普賢經』を經証としていたのに対して、『弁惑章』は『華嚴經』『無量義經』『菩提心論』等をこれに加え、十三經二論から計二十五文を引用して即身成仏の經証としているのである。このことから、『弁惑章』の即身成仏義には、最澄説を補強する意図があつたものと考えられる。この点は、本書の即身成仏義における大きな特徴であるといえるが、今回、更に以下のような興味深い特徴が明らかとなつたのである。

### 三 『弁惑章』と『唐決』の関連

『弁惑章』「通即身成仏疑第二」は、蝙蝠者の以下の論難に答えたものである。

蝙蝠者、第二ノ文ニ云ク、問フ、若シ有ラハ聞キテ法華円教一即身ニ成  
仏<sup>スルコト</sup>、何故<sup>カ</sup>、舍利弗等ノ声聞<sup>ハ</sup>、往昔<sup>ノ</sup>於大通智勝仏<sup>ノ</sup>十六王

【解説】の位置づけ（吉田）

つまり、「『法華經』を聞くことで即身成仏できるのであれば、どうして舍利弗等の声聞は、過去世で大通智勝仏から『法華經』を聞いた際に即身成仏しなかつたのか」との問い合わせであるが、ここで注目したいのは、「至ニ十住ノ第六心ニ不レ成セ仏道<sup>ヲ</sup>、更ニ退ニ流<sup>スルヤ</sup>生死ニ」という蝙蝠者の論難である。この論難は、『瓔珞經』の教説に基づくものであるが、対する『弁惑章』の回答は以下の通りである。

又、十住ノ第六心ニ、更ニ流<sup>ルトハ</sup>生死ニ者、汝、但雖トモ聞<sup>タト</sup>身子ノ第六心退ノ文<sup>ヲ</sup>、而未<sup>タ</sup>知<sup>ラス</sup>其ノ義<sup>ヲ</sup>。今當ニ為ニ汝<sup>カ</sup>示<sup>スヘシ</sup>其ノ義趣<sup>ヲ</sup>。本業瓔珞經ニ云<sup>ハク</sup>、身子、於ニ<sup>テ</sup>十住ノ中ノ第六心ニ退<sup>ス</sup>。通<sup>スルニ</sup>此<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>二<sup>二</sup>說<sup>。</sup>一ニハ云ク、第六住ノ退<sup>トハ</sup>者、是<sup>レ</sup>仏ノ權說<sup>ニシテ</sup>、其ノ實ハ不<sup>レ</sup>退<sup>セ</sup>。……二ニハ者、第六住ノ退<sup>トハ</sup>者、應ニ云<sup>フ</sup>ヘシ十信ノ第六信ノ退<sup>ト</sup>。何トナレハ者、別教ノ第六信ハ見猶<sup>ホ</sup>未<sup>タ</sup>盡<sup>キサルカ</sup>故ニ退<sup>ト</sup>之義<sup>。</sup>是<sup>ノ</sup>故ニ、大唐國ノ三教講論ノ湛師判<sup>シテ</sup>云<sup>ク</sup>、或<sup>カ</sup>云<sup>ク</sup>、身子ノ六住ノ退<sup>トハ</sup>、有<sup>ルカ</sup>云<sup>ク</sup>、是<sup>レ</sup>六信ノ退<sup>ナリト</sup>。六住ノ退<sup>ニ</sup>義<sup>ハ</sup>終<sup>ニ</sup>難<sup>シ</sup>成<sup>シ</sup>。既ニ墮<sup>ストハ</sup>邪見<sup>ニ</sup>、六住<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>義<sup>。</sup>故ニ唯<sup>タ</sup>應ニ呼<sup>ヒテ</sup>信<sup>ヲ</sup>為<sup>スヘキノミ</sup>住<sup>ト</sup>耳。別教ノ七信ニ斷<sup>ス</sup>見<sup>ラ</sup>。六信ハ未<sup>タ</sup>斷<sup>セサレハ</sup>見<sup>ラ</sup>、墮邪ノ義<sup>ヲ</sup>成<sup>スナリト</sup>。

（『伝全』卷三・三八五～三八六頁）

即ち、①仏の方便の説である、②別教の六信位についての説である、という二種の解釈で『瓔珞經』の説を会通しているのであるが、今回、この回答が『円澄疑問・廣修決答』（以

子ノ時ニ始メテ聞キ法華<sup>ヲ</sup>、發心<sup>シ</sup>、修<sup>シ</sup>菩薩行<sup>ヲ</sup>、經<sup>ニ</sup>六十劫<sup>ヲ</sup>至ニ十住ノ第六心ニ不<sup>レ</sup>成<sup>セ</sup>仏道<sup>ヲ</sup>、更ニ退ニ流<sup>スルヤト</sup>生死ニ。<sup>已上</sup>  
（『伝全』卷三・三八三頁）

『愍諭弁惑章』の位置づけ（吉田）

下、『円唐決』と『円澄疑問・維蠲決答』（以下、『澄唐決』）に基づくものであることが明らかとなつた。

先ずは『円唐決』であるが、以下の通り、『瓔珞經』の説を仏の方便の説とする点が『弁惑章』と共に通している。

答<sup>フ</sup>、拠リテ本業經ニ云ク、即チ十住ノ中ノ第六住ノ退トハ、亦示スカ实行ニ故ニ退バ非サルナリ実ノ退也。……具ニ案スルニ彼ノ經ヲ、起信論ノ疏ニ云ク、但是レ權教ニシテ非サルナリト実ノ退ニハ也。

（『新刊続蔵』卷五六・六七七頁・上段）

更に、『澄唐決』については、以下の傍線部がほぼ完全に『弁惑章』の説と一致するのである。

答<sup>フ</sup>、大師ノ菩薩戒疏ニ云ク、身于ノ六住ノ退トハ、有ルカ云ク、是レ六信ナリト。六住ノ義ハ終ニ難シ成シ。既ニ墮ストバ邪見ニ、六住ニ無シ此ノ義。只タ応ニ呼ヒテ信ヲ為スベキノミ住ト耳。別教ノ七住ニ断ス見ヲ。六ハ未タ断セサレハ見ヲ、墮邪ノ義ヲ成スカリト。

（『新刊続蔵』卷五六・六八六頁・中段）

さて、『澄唐決』は「大師ノ菩薩戒疏ニ云ク」として、これを天台大師智顥説・章安大師灌頂記『菩薩戒義疏』の文としている。しかしながら、これは『菩薩戒義疏』の取意の文であり、『澄唐決』独自のものなのである。このことから、先の一致は、「弁惑章」が『澄唐決』を引用した結果であることが分かり、「弁惑章」と『円唐決』『澄唐決』とに、影響関係を認めることができるのである。

#### 四 『弁惑章』の成立時期

『弁惑章』の成立時期については、上杉文秀博士が「又、安慧は承和十一年に出羽の国の講師となつた。……彼の愍諭弁惑章の一書は正に此時の著作であろう」と推測しているが、従来、これを裏付ける根拠が示されることはなかつた。そこで、先に述べた『弁惑章』と『円唐決』『澄唐決』の影響関係から、本書の撰述時期について検討してみたい。

『円唐決』『澄唐決』は、承和十（唐会昌三、八四三）年十二月に入唐僧仁好らによつて将来され、翌年の承和十一（八四四）年五月七日に叡山へと送られている。<sup>(7)</sup>つまり、この「承和十一年五月七日」が、『弁惑章』成立の上限である。また、本書に付される安慧の跋文には、以下の通り「承和十四年四月十五日」の識語が見られる。

右一箇ノ比量ハ、下野ノ州ノ薬師寺別当僧、法相宗ノ智公、承和十四年四月十三日、於テ國分塔会一所レ立ツル也。……天台宗ノ沙門伝灯法師位安慧、於テ下野ノ大慈寺菩提院遊行ノ之次ニ、聊カ以テ鈔記シ畢ル。伏シテ庶幾ハクハ、同シキ我ニ後哲、幸ニ莫レ嘆矣スルコト矣。承和十四年四月十五日。

（『伝全』卷三・四四四頁）

これによつて、本書成立の下限を、「承和十四年四月十五日」に置くことができる。以上の検討結果から、『弁惑章』の成立時期は、「承和十一年五月七日」以降、「承和十四

年四月十五日」以前の約三年間に限定することができる。

## 五 結語

最後に、これまでの検討を踏まえて、『弁惑章』の位置づけを行いたい。

『弁惑章』は、承和十一年五月七日以降、承和十四年四月十五日以前の約三年間という限られた期間において、当時最新の見解であった『円唐決』『澄唐決』をいち早く取り入れ、蝙蝠者との論争の解決を試みた書物である。

また、本書の即身成仏義が最澄の規定に忠実であること、その成立が円仁の入唐中であることを考えると、本書は、円仁によって本格的な密教が導入される以前において、最澄説の補強を目的として成立した書物であると位置づけられよう。

1 安然の『教時諍論』には、「安慧座主ハ伝灯ノ之代ニ、亦タ作ニテ  
愍諭弁惑章三卷ヲ、以テ破ニ徳溢ノ天台宗未決義一卷ヲ。〔大正藏〕  
卷七五・三六六頁・上段」と記されているが、『弁惑章』「通三

〔愍諭弁惑章〕の位置づけ（吉田）

権一実疑第七」には、「蝙蝠者ノ門徒（『伝全』卷三・四〇一頁）」、「通索車不索車疑第十二」には、「法相宗ノ智公（『伝全』卷三・四四四頁）」の論難が挙げられているため、本書の対論者には、「蝙蝠者」「蝙蝠者ノ門徒」「法相宗ノ智公」の少なくとも三師が想定されていたこととなる。この点、「教時諍論」の説はやや不可解であるが、これについては機会を改めて検討したい。

〔伝全〕卷三・三八八～三八九頁。

〔伝全〕卷三・三八九頁。

4 「大正藏」卷二四・一〇一四頁・下段。

5 「大正藏」卷四〇・五六四頁・下段～五六五頁・上段。

6 上杉文秀著『日本天台史（正）』（破塵閣書房、昭和一〇年）、  
三三五頁。

7 清原恵光稿「『唐決』解説」（『日藏』卷九八、昭和五二年）、  
三六四頁。

（キーワード） 安慧、『愍諭弁惑章』、唐決、即身成仏  
(龍谷大学大学院)